

一般競争入札
令和7年2月20日付け
「飲料水及び加工食品等の放射性物質モニタリング検査業務」一式

入札説明書

福島県保健福祉部食品生活衛生課

入札説明書

この入札説明書は、飲料水及び加工食品等の放射性物質モニタリング検査業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、業務の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に定めるところにより、申請に係る各種書類を作成し提出すること。なお、提出期限までに当該申請を行わなかったときは、入札参加資格が与えられないので十分に注意すること。

ア 提出期限

令和7年3月6日（木）午後5時

イ 提出先及び照会先

下記5の(1)のとおり

ウ 提出方法

入札者（法人にあっては代表権を有する者。以下同じ。）又はその代理人の持参若しくは書留郵便（「一般書留」及び「簡易書留」をいう。以下同じ。）による。

エ 提出書類

① 一般競争入札参加資格確認申請書（**様式1**）

② ①の申請書に示す添付書類

(2) 上記書類を提出した者に対しては、一般競争入札参加資格確認通知書（**様式2**。以下「確認通知書」という。）を送付する。

5 入札書の提出場所等

(1) 本件入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670

所在地 福島県福島市杉妻町2番16号

機関名 福島県保健福祉部食品生活衛生課

電話番号 024-521-7244

FAX 024-521-7925

(2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所

日時 令和7年3月21日(金)午後1時30分

場所 福島市杉妻町2番16号

福島県庁西庁舎 7階 717会議室

なお、郵送による入札は、不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和7年3月21日(金)午後1時30分

場所 福島市杉妻町2番16号

福島県庁西庁舎 7階 717会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札者は、指定の入札書（**様式3**）に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 確認通知書の写し

イ 委任状（**様式4**） ※代理人が出席し、入札する場合

ウ 入札書に記載される入札金額に対応した内訳書

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

エ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額については、これを認めない。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、5の(2)に掲げる日時までに入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号（別記1）に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第1項第1号又は第2号（別記2）のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、4の(1)に掲げる期日までに、以下の書類を4の(1)に示す場所に提出すること。

ア 入札保証金納付免除申請書（様式5）

イ 同種業務履行実績証明書（様式6）

おって、入札保証保険適用による免除申請は、別途開札日までに入札保証保険証券の原本を提出すること（原本は返却しないので留意すること。）。

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条（別記3）に定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は、確認通知書（入札者が本書又は写しを持参すること。）の書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を入札日に提出しなければならない。また、入札者は開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、福島県知事に一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式7）により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

県は、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式8）を福島県保健福祉部食品生活衛生課ホームページに掲載することにより回答する。

質問の受付期間は、公告の日から令和7年3月6日（木）（土曜日及び日曜日を除く。）午後5時までとし、回答期限は、令和7年3月11日（火）までとする。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は徹回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の挙動をする等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めことがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となつたときに、入札の効力が生じる。

14 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、別紙「くじの方法」に定めるところにより、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

15 落札者決定の通知

落札者とされなかつた入札者から請求があつたときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

16 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号（別記1）に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記4）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条（別記5）に定めるところによる。

17 契約書の作成

- (1) 委託契約書（別紙のとおり。以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、履行期間の初日までに取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

18 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

19 契約条項

契約書及び財務規則による。

20 その他

- (1) 確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 入札者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件入札に要した費用については、すべて当該入札者若しくはその代理人又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者又はその代理人の負担とする。

21 当該契約に関する事務を担当する課

上記 5 の(1)に同じ。

別記1

福島県財務規則（抜粋）

(担保にあてることができる有価証券の種類及び担保価額等)

第169条 保証金その他の担保にあてができる有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

一 福島県債証券	額面全額
二 国債証券	額面全額の10分の8
三 地方債証券（福島県債証券を除く。）	額面全額の10分の8
四 特別の法律により法人の発行する債券	時価の10分の8
五 知事が確実であると認める社債券	時価の10分の8

別記2

福島県財務規則（抜粋）

(入札保証金の減免)

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- 二 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- 三～四 （略）
- 2 （略）

別記3

福島県財務規則（抜粋）

(入札保証金の納付等)

第251条 契約権者は、第249条第1項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をし

て、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

(入札保証金の還付)

第253条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

別記4

福島県財務規則（抜粋）

(契約保証金の減免)

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- 四 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 五 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

六～八 （略）

九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十～十一 （略）

十二 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

十三 （略）

十四 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

十五～十八 （略）

2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを

連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「100万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。

別記5

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の納付等）

第231条 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があつたときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

（契約保証金の還付）

第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

別紙 くじの方法

改札の結果、落札となるべき最低の価格での入札をした者が2者以上あり、落札候補者の順位を決定できない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。なお、正しく記入がなされていない場合は、「000」の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

- (1) 入札参加者が入札書の提出場所に到着した順（入札書提出日時順）にくじ番号（0、1、2…）を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を最上位とする。
- (4) 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札者を2順位とする。この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札者を2順位とする。
- (5) 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札者を3順位とする。この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札者を3順位とする。
- (6) 4順位以下は、上記(5)の規定に準じて順位を決定する。

【例】入札参加者3名が同額入札の場合

- ①入札書が到着した順にくじ番号を付与する。

A社：くじ番号 0

B社：くじ番号 1

C社：くじ番号 2

- ②くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社：くじの数 072

B社：くじの数 123

C社：くじの数 452

$$\text{合計 } 072 + 123 + 452 = 647$$

$$\text{余り } 647 \div 3 = 215 \text{ 余り } 2$$

- ③順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号であるC社

2順位は、 $2+1=3$ のくじ番号が存在しないので、くじ番号0のA社

3順位は、 $0+1=1$ と一致するくじ番号であるB社